

「相模原市鳥獣被害防止計画【第2期】(案)」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

市民の日常生活をおびやかす、年々深刻化する有害鳥獣による農業被害・生活被害の軽減を目的として「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく法定計画「相模原市鳥獣被害防止計画【第2期】」を策定します。

この度、計画の策定に当たり、市民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、1人の方から5件のご意見をいただき、お寄せいただいた御意見の趣旨、及び本市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 令和3年12月15日(水)～令和4年1月21日(金)
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・ 周知方法 市ホームページ、広報さがみはら、窓口等への配架

※ 資料の配架場所

緑区役所区政策課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター(城山・橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く)、各出張所、各公民館(沢井公民館を除く)、各図書館、市立公文書館、

3 結果

(1) 意見の提出方法

意見数		1人(5件)
内 訳	直接持参	人(件)
	郵送	人(件)
	ファクス	1人(5件)
	電子メール	人(件)

(2) 意見に対する本市の考え方の区分

ア：計画案等に意見を反映するもの

イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの

ウ：今後の参考とするもの

エ：その他(今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など)

(3) 件数と本市の考え方の区分

項 目		件数	市の考え方の区分			
			ア	イ	ウ	エ
①	全体的な意見の要旨	1		1		
②	今後の取組方針	1		1		
③	捕獲等をした対象鳥獣の有効な利用に関する事項	1		1		
④	捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項	1		1		
⑤	協議会に関する事項	1			1	
合 計		5		4	1	

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
① 全体的な意見の要旨			
1	<p>捕獲・処分による個体数管理と並行して野生動物の生活域づくり、緩衝地帯の再生、農林業の強化など、将来を見据えた長期的に有効な施策の強化に期待します。</p>	<p>「計画の策定に当たって」に記載のとおり、野生鳥獣は「自然環境を構成する重要な要素」と捉える一方で、農作物・生活被害の発生を削減するために個体数管理が必要となることから、ご意見のとおり、長期的に有効な施策を検討してまいります。</p>	イ
② 今後の取組方針			
2	<p>農道の整備や新規就農者へ支援することにより農業への意欲の向上、新しい担い手が育つ可能性があり、農林業振興事業との連携を進めることで、農地と山に人が入り、緩衝地帯が生まれる、といった好循環を作っていく動きに期待します。</p>	<p>「P6 (5) 今後の取組方針」に記載のとおり、農林業振興事業と連携し、人間と野生動物との棲み分けができる環境整備に取り組みます。</p>	イ
③ 捕獲等をした対象鳥獣の有効な利用に関する事項			
3	<p>捕獲鳥獣の有効利用については、利用することが望ましいが、農林業の強化・活性化による鳥獣との棲み分けが被害軽減、さらには地域経済の振興にも役立つものと考えます。</p>	<p>「P6 (5) 今後の取組方針」に記載のとおり、人間と野生動物との棲み分けができる環境整備への取り組みを進めつつ、農作物被害・生活被害の削減のため捕獲した鳥獣につきましては、幅広く情報収集し、有効活用の検討を進めます。</p>	イ
④ 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項			
4	<p>神奈川県各種鳥獣管理／防除計画では捕獲した際の処分に当たっては苦痛を与えない方法と明記されていることから、すべての捕獲動物の扱いを福祉的に行うよう、現場の意識と行動の徹底をお願いいたします。</p>	<p>捕獲時の処分方法につきましては、計画(案)に具体的な記載はございませんが、国が示す「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年総理府告示第40号)に基づき、これまでと同様に苦痛を与えない方法で対処してまいります。</p>	イ

⑤ 協議会に関する事項			
5	<p>協議会の構成機関11のうち、9つは被害情報提供・対策の役割、2つが野生動物の生態や保護の情報提供者となっています。</p> <p>野生動物の生活域創出を加速化させるべく、構成機関の多様性と数のバランスを取る必要があります。</p>	<p>計画の推進にあたっては、様々な分野からの意見も必要と考えることから、構成機関につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	ウ